

外国人介護人材受入支援事業実施要領

(趣旨)

第1 この要領は、長野県地域医療介護総合確保基金事業（介護従事者確保分）補助金交付要綱（平成27年7月10日付け27地福第319号、27介第210号）（以下、「交付要綱」という。）に基づき、外国人介護人材が国内の介護現場において円滑に就労・定着できるよう、民間団体が実施する外国人介護人材の資質向上支援事業に要する経費を助成する外国人介護人材受入支援事業の実施について交付要綱に定めのあるほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2 補助金の交付を受けることができる者は、本事業を適切、公正、中立かつ効率的に実施することができる者であって、社会福祉法人、公益社団法人、一般社団法人、公益財団法人、一般財団法人、特定非営利活動法人等の民間団体とする。

(補助対象事業)

第3 補助金の交付の対象となる事業は、次に掲げる事業とする。

- (1) 外国人介護人材を対象にした研修事業
- (2) 外国人介護人材受入施設等職員を対象にした研修事業

(補助対象経費)

第4 補助金の交付の対象となる経費は、交付決定のあった年度内の事業実施に必要な交付要綱別表に掲げるものとする。

(補助基準額)

第5 補助基準額は、1事業者あたり3,000千円とする。

(補助金交付等に関する手続き)

第6 補助金交付等の手続きに関して交付要綱に定めるほか、以下の書類を提出するものとする。

- (1) 交付要綱第5にあっては、第3第1号の事業を実施する場合は「外国人介護人材を対象にした研修実施計画書（要領様式第1号の1）」、第3第2号の事業を実施する場合は「外国人介護人材受入施設等職員を対象にした研修実施計画書（要領様式第1号の2）」
- (2) 交付要綱第13にあっては、第3第1号の事業を実施した場合は「外国人介護人材を対象にした研修実績書（要領様式第2号の1）」、第3第2号の事業を実施した場合は「外国人介護人材受入施設等職員を対象にした研修実績書（要領様式第2号の2）」

(事業内容)

第7 事業の実施にあたっては、次に掲げる事業内容とすること。

- (1) 外国人介護人材を対象にした研修事業

ア 研修対象者

県内で就労する介護職種の技能実習生及び介護分野における1号特定技能外国人とする。また、研修受講者の募集にあたっては、特定の地区や法人で就労する者に限定をせず、県内広く一般に周知を行うこと。

なお、他の在留資格で就労する者も含めて集合研修を実施することは差し支えないが、その場合は合理的な方法により費用按分を行い、上記の研修対象者に係る経費のみを補助対象とすること。

イ 研修内容

介護技能の向上をはじめ、研修対象者が介護現場で円滑に就労・定着できるようにする観点から必要と考えられる内容（「介護の基本」、「コミュニケーション技術」、「移動、食事、衣服の着脱、排泄及び入浴の介護」、「文化の理解」、「介護の日本語」、「認知症の理解」等）とすること。また、研修は講義（座学）のみならず、演習を取り入れて行うこと。

ウ 研修体制

研修講師は、外国人の介護職員を対象にして介護の領域の講義等を教授した経験を有する者など、研修を適切に実施することができる者を選定し、研修対象者が効果的に学習できるような体制を組むこと。

エ 研修成果等の確認

研修の実施にあたっては、その研修成果を把握することが重要であることから、研修のねらい、到達目標、修得する技能等をあらかじめ明確にしておくこと。また、研修の開始時と終了時にテスト等を実施するとともに、研修対象者への受講アンケートを実施するなど、受講者の研修成果や今後の研修運営に関する改善点等を把握するための取組を行うこと。

オ 研修期間

研修内容、研修体制等に応じた研修期間を設定すること。

カ 研修教材

研修教材の作成にあたっては、介護や日本語等の専門家の意見を踏まえて、効果的な学習ができるように配慮すること。

なお、国の補助事業として作成された「介護の日本語テキスト」や介護の日本語学習に関するWEBコンテンツを、研修中や研修実施前後に積極的に活用する等、既存の学習ツール等を有効に活用すること。

(2) 外国人介護人材受入施設等職員を対象にした研修事業

ア 研修対象者

外国人介護人材受入施設等（受入予定施設等を含む）の職員。なお、本研修の対象施設等は、在留資格にかかわらず外国人の介護職員を雇用する施設等を対象とする。

イ 研修内容

外国人介護人材受入施設における受入体制整備を推進することを目的とした研修とする。研修内容は、外国人介護人材を受入れるにあたり施設等において必要な準備、外国人介護人材が安心して就労することができるサポートのあり方、円滑にコミュニケーションを図る方法、文化・風習への配慮事項、介護技術の指導方法、外国人介護人材受入事例の紹介等とする。

(オンライン方式による研修実施の場合の留意点)

第8 第7各号については、オンライン方式による研修の実施が可能であるが、その実施にあたっては、次に掲げる点に留意すること。なお、研修内容や研修体制、研修期間等については、原則として、第7各号の内容を踏まえて設定すること。

(1) 実施要件

研修実施主体が以下のいずれかにあてはまると判断する場合とする。

ア 新型コロナウイルス感染症等の影響により、集合形式による実施が困難である場合

イ 研修の実施規模や対象範囲等を踏まえ、集合形式よりもオンライン方式による研修の方が効率的に実施できる場合

ウ 研修内容が、オンライン方式による研修でも適切に実施できる内容である場合

(2) マニュアル

オンライン方式による研修が円滑に実施できるよう、マニュアルを整備しておくこと。

(3) 対象経費

オンライン方式での研修の実施のために必要な経費であれば対象として差し支えないが、例えば、機材の購入を行う場合など、オンライン方式での研修の実施以外にも使用することを想定している場合については、合理的な方法により費用の按分を行い、オンライン方式での研修の実施に係る経費のみを補助対象とすること。

また、オンライン方式での研修の実施において、第7各号と関係ない内容の研修が併せて実施されるような場合や、第7各号の研修対象者等以外の者が受講されるような場合については、合理的な方法により費用の按分を行い、第7各号の内容又は研修対象者等に係る経費のみを補助対象とすること。

附 則（令和5年7月21日5介第453号）

この要領は、令和5年度の補助金から適用する。